

様式3

随意契約理由書

		担 当 課	
		建設課	
契約内容	契約件名	令和5年度法定外公共物管理図補正業務委託	
	業務概要	統合型GISの法定外公共物管理図及びデータの更新作業	
	契約金額	金1,129,700円(消費税及び地方消費税を含む)	
	契約締結日	令和6年1月9日	
	契約期間	令和6年1月9日 ～ 令和6年3月25日	
	契約の相手	千葉県美浜区中瀬1丁目3番地 国際航業株式会社 千葉支店	
根拠規定(地方自治法施行令第167条の2第1項各号)	☐ 1号 少額随契 ☐ 工事又は製造の請負 130万円以下 ☐ 財産の売払い 30万円以下 ☐ 財産の買入れ 80万円以下 ☐ 物件の貸付け 30万円以下 ☐ 物件の借入 40万円以下 ☐ その他のもの 50万円以下		
	☒ 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき		
	☐ 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	☐ 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき		
	☐ 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	☐ 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	☐ 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
	☐ 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき		
	☐ 9号 落札者が契約を締結しないとき		
	随意契約理由		
・統合型GISは国際航業株式会社独自のシステムであるため、他業者にシステム更新を委託することは困難であり、同社がデータ更新を行うことによって精度の高い成果が期待できる。 ・単価について、直接費に対する諸経費率は国土交通省設計業務委託等標準積算基準書（測量業務諸経費率）による89.2%を下回る67.5%となっている。 以上のことから、国際航業株式会社千葉支店と随意契約するものである。			

様式 3

随 意 契 約 理 由 書

担 当 課
危機管理課

契 約 内 容	契 約 件 名	急傾斜地崩壊対策工事現況測量・検討業務委託（那古山）	
	業 務 概 要	現況測量・検討業務 ・3級基準点測量 N=2点 ・UAV写真点群測量(作業計画：1業務、測量(縦横断面データファイル作成を行う場合)：0.018km ² 、機械経費等：1式) ・地上レーザ測量(測量(縦横断面データファイル作成を行う場合)：0.0019km ² 、機械経費等：1式)	
	契 約 金 額	金3,927,000円(消費税及び地方消費税を含む)	
	契 約 締 結 日	令和6年1月11日	
	契 約 期 間	令和6年1月11日 ～ 令和6年5月31日	
	契 約 の 相 手	千葉県中央区新田町5番10号 大日本ダイヤコンサルタント株式会社千葉事務所	
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	☐ 1号 少額随契 ☐ 工事又は製造の請負 130万円以下 ☐ 財産の売払い 30万円以下 ☐ 財産の買入れ 80万円以下 ☐ 物件の貸付け 30万円以下 ☐ 物件の借入 40万円以下 ☐ その他のもの 50万円以下		
	☐ 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき		
	☐ 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	☐ 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき		
	☒ 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	☐ 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	☐ 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
	☐ 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき		
	☐ 9号 落札者が契約を締結しないとき		
	随意契約理由		
令和5年7月に那古地内の那古寺境内北側崖地において、崖の崩落が確認された。当該場所は、千葉県が指定している「急傾斜崩壊危険区域」内に位置しており、千葉県に協議したところ、市町村が実施する急傾斜地崩壊対策事業に該当するとの回答を受けたので、令和7年度の対策工事を目途に事業を実施することとしている。 現場状況は、那古寺の大黒堂が崩落により壊滅的な被害を受けており、隣接する文化財の観音堂への被害が懸念され、さらには、県道館山富浦線への転石も懸念される状況であることから、直ちに事前調査及び現況測量を行い、対策工事までの円滑な工程を図ることが求められているため、随意契約するものである。 また、大日本ダイヤコンサルタント株式会社は、安房地域の当該対策事業に精通し、隣接する同様の対策工事の設計業務を過去に受託していることから、本対策事業の円滑な工程の実施に寄与するものと考えられるため、契約の相手方とするものである。			

様式 3

随 意 契 約 理 由 書

担 当 課
危機管理課

契 約 内 容	契約件名	急傾斜地崩落対策工事調査・設計業務委託（那古山）	
	業務概要	地質調査業務 ・現地踏査　・土質ボーリング　・岩盤ボーリング ・パイプ式歪計　・傾斜計　・解析等調査 設計業務 ・法面予備、詳細設計	
	契約金額	金19,569,000円（消費税及び地方消費税を含む）	
	契約締結日	令和6年2月26日	
	契約期間	令和6年2月26日　～　令和6年8月31日	
	契約の相手	千葉市中央区新田町5番10号 大日本ダイヤコンサルタント株式会社千葉事務所	
根 拠 規 定 （ 地 方 自 治 法 施 行 令 第 1 6 7 条 の 2 第 1 項 各 号 ）	☐ 1号　少額随契 ☐ 工事又は製造の請負　130万円以下　☐ 財産の売払い　30万円以下 ☐ 財産の買入れ　80万円以下　☐ 物件の貸付け　30万円以下 ☐ 物件の借入　40万円以下　☐ その他のもの　50万円以下		
	☐ 2号「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき		
	☐ 3号「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	☐ 4号「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき		
	☒ 5号　緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	☐ 6号　競争入札に付することが不利と認められるとき		
	☐ 7号　時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
	☐ 8号　競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき		
	☐ 9号　落札者が契約を締結しないとき		
	随意契約理由		
令和5年7月に那古地内の那古寺境内北側崖地において、崖の崩落が確認された。当該場所は、千葉県が指定している「急傾斜崩壊危険区域」内に位置しており、千葉県に協議したところ、市町村が実施する急傾斜地崩壊対策事業に該当するとの回答を受けたので、令和7年度の対策工事を目途に事業を実施することとしている。 現場状況は、那古寺の大黒堂が崩落により壊滅的な被害を受けており、隣接する文化財の観音堂への被害が懸念され、さらには、県道館山富浦線への転石も懸念される状況であることから、事前調査及び現況測量業務が完了後速やかに調査・設計業務を実施し、対策工事までの円滑な工程を図ることが求められているため、随意契約するものである。 大日本ダイヤコンサルタント株式会社は、安房地域の当該対策事業に精通し、隣接する同様の対策工事の設計業務を過去に受託していることから、本対策事業の円滑な工程の実施に寄与するものと考えられるため、契約の相手方とするものである。			

様式3

随意契約理由書

担当課

建築施設課

契約内容	契約件名	館山中学校北側外構整備工事監理業務委託	
	業務概要	館山中学校北側外構整備工事に関する工事請負契約書，設計図書等に基づき，工事が正確に，適正に実施されるよう工事監理を行う業務である。	
	契約金額	金4,917,000円(消費税及び地方消費税を含む)	
	契約締結日	令和6年3月22日	
	契約期間	令和6年3月22日 ～ 令和7年3月31日	
	契約の相手	千葉県習志野市津田沼1丁目15番11-101号 株式会社相和技術研究所 千葉事務所	
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	☐ 1号 少額随契 ☐ 工事又は製造の請負 130万円以下 ☐ 財産の売払い 30万円以下 ☐ 財産の買入れ 80万円以下 ☐ 物件の貸付け 30万円以下 ☐ 物件の借入 40万円以下 ☐ その他のもの 50万円以下		
	☒ 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき		
	☐ 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	☐ 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき		
	☐ 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	☐ 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	☐ 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
	☐ 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき		
	☐ 9号 落札者が契約を締結しないとき		
	随意契約理由		
本業務は，設計意図を工事請負者に正確に伝え，施工計画の検討・承認，工事状況の確認・検査等を行い，設計図書のとおりに工事が実施されているかを確認するものであり，本業者は，同一敷地内で先行している「新館山中学校校舎及び武道場建設工事」、「館山中学校第二体育館建設その他工事」及び「館山中学校南側テニスコート整備工事」（以下，「別途工事」という。）の設計・監理業務を受託している。また，別途工事との関連性が強いことから設計内容が複雑である本工事に係る設計業務も受託している。以上により，本業務は，これら各業務からの継続性が極めて高い業務であり，本業者は，本工事内容，施工技術内容及び現場の状況を熟知しており，設計の趣旨を十分に反映し，正確・適切・迅速な工事監理ができる唯一の業者であるため。			